

第36回社会保障審議会 児童部会	資料4
平成23年10月31日	

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進 を図るための関係法律の整備に関する法律(地方分 権一括法)について

地方分権一括法について

第1次分権一括法(平成23年5月2日公布)

地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)を踏まえ、自治体に対する義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大(地方要望分に係る事項)等のための第1次分権一括法において、児童福祉法等を改正

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を都道府県等の条例に委任する。

①人員、居室面積、人権侵害防止等に関する基準は「従うべき基準」、②その他の基準は「参酌すべき基準」、③保育所の居室面積基準は、厚生労働大臣が指定する地域では、「従うべき基準」ではなく「標準」とする。



- ・児童福祉施設最低基準等の改正(平成23年10月7日公布)
- ・保育所の居室面積の特例に関する省令の制定(平成23年9月2日公布)

<参考>

- ・ 従うべき基準 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
- ・ 標準 法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの
- ・ 参酌すべき基準 地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

第2次分権一括法(平成23年8月30日公布)

地域主権戦略大綱(平成22年6月18日閣議決定)を踏まえ、①義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大(地方要望分以外に係る事項)、②基礎自治体への権限移譲等のための第2次分権一括法において、児童福祉法等を改正

1. 第1次分権一括法関係の省令改正

○ 児童福祉施設最低基準等の改正(平成24年4月1日施行)

- ・省令の名称を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改正。
- ・旧児童福祉施設最低基準に規定されていた各基準を「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に区分。
- ・都道府県等が条例で定める基準を「最低基準」と称する。

<例: 保育所>

「従うべき基準」

- ・乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室及び調理室の設置
- ・居室(乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室)の面積基準
- ・自園調理による食事の提供(外部搬入の際の必要な調理設備)
- ・必要な職員(保育士、嘱託医及び調理員)の配置基準
- ・保育内容(保育指針)

「参酌すべき基準」

- ・必要な用具の備え付け
- ・屋外遊戯場の設置及び面積基準
- ・医務室及び便所の設置
- ・保育室等を2階以上に設ける場合の、耐火上・階段の基準
- ・保育時間
- ・保護者との連絡
- ・認定こども園の私立認定保育所の入所の選考
- ・保育料以外の利用料

○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令の制定(平成24年4月1日施行)

保育所の居室面積基準については、厚生労働大臣が指定する地域(※)について、「従うべき基準」ではなく「標準」とする。(平成26年度までの時限措置)

(※)以下の地域を厚生労働大臣告示により指定(平成23年9月2日)

- ①待機児童が特に深刻な地域【待機児童数が100人以上である市町村】
- ②保育所のための土地等の確保が困難である地域
【3大都市圏の住宅地の公示価格の平均を上回る市町村】

保育所の居室面積の特例の対象範囲について

条件	待機児童数 100人以上 (特定市町村の2倍) 平均地価 三大都市圏平均以上	
全国割合	待機児童の40.1% 就学前児童の16.4%	
対象市区町村数	35市区町村	
	埼玉県	さいたま市、川口市
	千葉県	市川市
	東京都	中央区、港区、文京区、墨田区、江東区、大田区、世田谷区、中野区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、立川市、三鷹市、府中市、調布市、小平市、東村山市、東久留米市、多摩市、西東京市
	神奈川県	横浜市、川崎市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市
	京都府	京都市
	大阪府	大阪市
	兵庫県	西宮市

※ 特定市区町村…児童福祉法に基づき、待機児童が50人以上おり、保育計画の策定が義務づけられている市区町村

※ 待機児童数は平成22年4月1日時点、平均地価は平成22年1月1日時点

2. 第2次分権一括法の改正

① 義務付け・枠付けの見直し

(a) 施設・公物設置管理の基準の見直し

◆ 社会福祉法の一部改正(平成24年4月1日施行)

- 社会福祉施設(婦人保護施設)等の人員・設備・運営基準を、都道府県等の条例に委任し、人員・居室面積・人権侵害防止等の厚生労働省令で定める基準を「従うべき基準」、その他の基準を「参酌すべき基準」とする。

(b) 計画等の策定及びその手続

◆ 児童福祉法の一部改正(公布日施行(平成23年8月30日施行))

- (1) 待機児童が50人以上の市町村(特定市町村)が作成する市町村保育計画及び特定市町村が存在する都道府県(特定都道府県)が作成する都道府県保育計画の公表に係る規定を努力・配慮義務化する。
- (2) 特定市町村の市町村保育計画及び特定都道府県の都道府県保育計画の実施の状況の公表に係る規定を努力・配慮義務化し、当該公表の方法に係る規定を例示化する。

◆ 母子及び寡婦福祉法の一部改正(公布日施行(平成23年8月30日施行))

- (1) 都道府県等の母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定又は変更する場合における母子福祉団体以外の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる義務を廃止する。
- (2) 母子家庭及び寡婦自立促進計画の公表義務を廃止する。

◆ 次世代育成支援対策推進法の一部改正(公布日施行(平成23年8月30日施行))

- (1) 市町村行動計画及び都道府県行動計画の公表に係る規定を努力・配慮義務化する。
- (2) 市町村行動計画及び都道府県行動計画の措置の実施の状況の公表に係る規定を努力・配慮義務化し、当該公表の方法に係る規定を例示化する。

② 基礎自治体への権限移譲

- 母子保健法による未熟児の訪問指導・養育医療の実施等に関する権限を都道府県、保健所設置市、特別区から市町村に移譲する。
(平成25年4月1日施行)